

聲明書

當局従業員、主として車掌運轉手を以て組織する共和會は、會員の給與待遇改善、闘争に依りてのみ獲らるゝものなりと稱し、其の幹部は殆んど年中行事の如く策謀して、手を代へ品を代へて半年に一度位づゝは必ず當局に對し希望嘆願等を提出しつゝあることは、市民各位の既に御承知の通りであります。

従業員は福利増進を圖ることは固より當局の拒む處で無く、進んで之を實行すべきものと考へて居りますが、自らの間に財政の都合もあり、又主義に於て容れることの出來ない事項が澤山あるであります。然し乍ら電車従業員特有なる勤勞を思ひ、一方には市民交通の重大なる使命に滯滞を來すこと無きやを憂へ、出來得る限り従業員に對しては交通機關従業員に使命の重大なることを自覺して、乗客の取扱の懇切周到と圓滑なる運轉に努力すべく、自己の與へられたる職分に應じ、誠實に盡すべき義務を怠ることのない様に懇諭し來つたのであります。

然るに會の幹部其他従業員中の一部の者は、近來思想的に外部の威化を受け或種社會運動一派の指導精神に心酔して、共和會内に更に青年部なるものを設け、之を青年部組織準備會など稱して實行の責任を賦けし、事毎に當局の計畫を批判し、之に反抗し、過激なる言辭を連ねて不穩當なる宣傳を事とし、遂には公然局長課長等の排撃を宣言すること一再ならず、一般善良なる従業員を毒すること誠に尠なからぬことに立到りました。

斯様に當局を自するに恰も仇敵を以てするを常態とし、從つて乗客の取扱の懇切を期すべきこと、運轉の平調を保つべきこと等、電車事業本來の業務に關しては、限々訓諭する處であります。尠も反省するところなく、市民各位の交通機關従業員としての責務に無關心で、其仕事振りの放縱なる者が出來ましたことは、當局として誠に遺憾至極に存する處であります。是等の幹部及従業員の不良分子は、今にして之を定除しなければ、善良なる従業員も同じ惡風に威化せられ、事業上重大なる支障を來すと存じます。今回改正致しました乗務時間計算方法の如きも、從來制度上に多少の抜道あるに乗じて、各終點に多数の電車を停滯したり、或は乗務員の交替場所でも電車を止めたりする弊害を防ぎ、以て運轉の平調、輸送能率の増進を圖ること、一方には適當なる乗務の標準時間を定めて、正確なる勤務概念を喚起し、畢竟努める處は何處迄も努めなければならぬこと、致し「正當なる仕事 正當なる報酬」の原則を確立して、之を實行するに過ぎませぬ、眞面目に勤務に勉勵する者に於て、今回規程の改正は何等懼るゝ理由がないのであります。

之に對し共和會は漫りに聲を大にして改惡呼はり爲し、黑白轉倒の言辭を連ねて、市民各位を惑す様な宣傳ビラを撒布致しましたが、當局としては之を棄て置くにあらざると考へ、一般従業員に對し訓示を與へました。訓示の趣旨は、本市復興の大業が市民の永き臥前管轄に依つて完成され、今は經濟復興の爲に心血を注いで日夜苦心修練したる努力を爲しつゝある全市民の活動に奉仕すべく、交通機關の圓滿なる運用が如何に重要であるかを知らしめ、更に之を内にしては電氣局經濟が極度の窮況に在ることを述べ、遂に貸金債主と云ふやうな非常手段に出でて市民に重い負擔

を忍んで貰ふことになつてゐる様な特別の事情を充分に瞭解して輕率行動することのないやうにと情理を盡して従業員に誠意に信賴せんとしたのであります。試に其の一端を披瀝致しますならば

(前略) 其ノ乗車中ニハ如何ニモ心持ヨク休養ノ氣分ニナルレ位ニ心掛ケルノガ従業員タル者ノ仕事デアリ任務デアラ、乗客ノ親切ニ取扱フコトハ單ニ其乗客ガ感謝スル許リデナク、是ヲ見ル他ノ乗客ノ心持ヲ和ゲ、更ニ親切ナ行ヒツスレバ自分自身モ崇高ナ自己満足ヲ味ヒ得ルノデアラテカクシテ終日和樂半穩ヲ寄附氣ノ中ニ愉快ニ仕事ヲ續ケルナラバ吾々ノ共同社會生活ハドレ程美シイ氣持ノヨイモノトナルデアラウ。然ルニ近來勤モスルト従業員ノ一部ニハ徒ノニ嬌傲ナ思想ニ批判ノ餘地モナク感染シ、故ナキ旨動ヲノミ事トシ或ハ亂暴ヲ運轉ニ付イ他人ノ生命ヤ身體ヲ損傷シ、或ハ所謂近接運轉ニ乗客輸送ノ間滑ヲ密シテ願ミナイモノガアル。更ニ種々ノ惡宣傳ヲナシテ事業ノ進歩ヲ妨ゲ、善良ナ他ノ同輩ヲ惑シテ快シトスル不心得者ガアル。此ノ如キハ全く自己ノ職責ヲ忘レタモノ、行動デアラツテ、運轉従業員タルノ資格ガ無い許リデナク、人間トシテ氣ノ毒ナ心ノ持主ト云ハネバナラヌ。終日不半不満足自ラヲ苦シメ、更ニ他人ヲ不快ニ陥ラシメ社會ヲ毒スルノデアラカラ、此際大ニ改心ヲ要スル。(後略)

市民各位!!! 以上の訓示を記載した印刷物が、一般従業員に行渡るか行渡らぬ中に、殆んど間違を容れずして、例の筆法を以て、共和會の一部から抗議の宣傳ビラを配付し、其後連續して毎日多数の煽動的宣傳をすることに没頭し、六月二十二日嘆願書提出後は愈々露骨にストライキを煽動するに至りました。其の一例左の如きものであります。

「なだれ込め、本局へ、回答は十時だ」

「パンチを投げ、ハンドルを棄て、本局へおしかけろ」市民各位!!! これは共和會から今回提出致しました十三ヶ條に亘る嘆願條項を有利に導かんとする手段と考へられましたが、斯様なことで當局が其の要求を容れることは出来ませぬ。況んや財政極度の窮乏に在る現状に於ては到底困難でありますから、其の殆んど全部を拒絶致しましたが、尙執拗に理窟を並べて、二十九日前回同様の事項を再嘆願に來ました併し是れも前回同様拒絶する外なかつたのであります。其後更に種々なる宣傳ビラを撒布して、刻々不穩の空氣を醸成し來り、遂に一昨日夕方より昨日、本日にかけて意業氣分に入り各運轉系統に多少の遲着を實現するに至りました。爰に本年三月五日の大罷業の事實に想到すれば如何にしても此儘に推移し難い状態となりましたので、當局は止むなく斷然たる態度を以て臨み、平素の言動に徴して、常に當局の施設に反抗し事業の圓滿なる遂行を妨ぐる虞ありと認められた者、其の行状市電従業員として不適當なりと認められた者等二十五名を解雇致しました。

右の結果或は市内交通機關に滯滞を來す懼れもありましたので、當局は豫め相當の手配を講じまして、全力を擧げて電車運轉上萬遺憾無きを期する覺悟であります。以上の次第何等各位の御諒承を仰ぎ度此際何分の御後援を賜らんとを御願致します。

昭和四年七月二日

横濱市電氣局

市民各位